

デジタル改革関連法案ワーキンググループの開催について

令和2年10月12日

デジタル・ガバメント閣僚会議決定

- 1 デジタル・ガバメント閣僚会議運営要領（平成30年6月8日デジタル・ガバメント閣僚会議議長決定）第6項に基づき、デジタル改革の基本的考え方や関連法案の整備等の検討のため、デジタル改革関連法案ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
- 2 ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。

座長	村井 純	慶應義塾大学 教授
構成員	池田 宜永	都城市長
	遠藤 信博	日本電気株式会社取締役会長
	太田 直樹	株式会社 New Stories 代表取締役
	落合 陽一	筑波大学学長補佐
	鈴木 英敬	三重県知事
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	米良 はるか	READYFOR 株式会社代表取締役 CEO
	若宮 正子	特定非営利活動法人ブロードバンド スクール協会理事

内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策その他特命事項担当）

内閣情報通信政策監（政府CIO）

内閣官房副長官補（内政担当）

内閣官房番号制度推進室長

総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）

総務省行政管理局長
総務省自治行政局長
経済産業省商務情報政策局長

- 3 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
- 4 ワーキンググループの庶務は、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。